

● 給与所得控除の推移と令和7年度改正

収入金額	給与所得控除額		
	平成29年～ 平成31年	令和2年～ 令和6年	改正後 (令和7年)
162.5万円以下	65万円	55万円	65万円
180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 10万円	
190万円以下	収入金額×30% + 18万円	収入金額×30% + 8万円	
360万円以下			収入金額×30% + 8万円
660万円以下	収入金額×20% + 54万円	収入金額×20% + 44万円	収入金額×20% + 44万円
850万円以下	収入金額×10% + 120万円	収入金額×10% + 110万円	収入金額×10% + 110万円
850万円超			
1,000万円以下		195万円	195万円
1,000万円超	220万円		

(出所) 筆者作成

控除額が変わらず実質的な税負担が増えるという課題があった。
そこで物価上昇に伴う税負担調整の観点から、令和7年度税制改正大綱では、給与所得控除の最低保障額を現行の55万円から65万円に引き上げることとなった。

減税が収入金額190万円以下の所得者に限定されるため、税収の減額を抑える改正ともいえる。
また、働き控えなどの就業調整にも対応するため、給与所得控除の引上げ額(10万円)と基礎控除額の引上げ額(10万円)とを合わせることで、給与所得者の課税最

低額が103万円から123万円に引き上げられた。
前記のとおり、令和2年に縮小した給与所得控除額を基礎控除に振り替えるという改正を行ったばかりであるが、これをさらに変更する形で令和7年度改正が行われたのである。
いわゆる「103万円の壁問題」については、課税最低額が20万円引き上がり123万円となったが、国民民主党の主張する178万円を目指して来年以降も引き上げる旨の同意がなされ、大綱にもそうした文言が盛り込まれている。

また、今回改正された所得税法上の壁とは別に存在する社会保険の年収の壁(106万円・130万円)についても、注目しておく必要がある。所得税の課税最低額は引き上げられても、社会保険の扶養を外れることになれば保

険料を自ら負担することになり、手取額が減少する。
これに対し厚生労働省の審議会は、2025年の年金制度改正に向け、106万円の壁撤廃の方針等を盛り込んだ報告書案を公表している。

前記の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の表などについて所要の措置を講ずる。
※本改正は、令和7年分以後の所得税および令和8年度分以後の個人住民税に適用される。

※前記の改正に対応した、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用される。

(執筆) 山内由紀子/税理士

▶ 給与所得控除の改正

控除の最低保障額と給与所得者の課税最低限度額を引上げ

令 令和7年度税制改正大綱では、物価上昇に伴う税負担調整の観点から、給与所得控除について55万円の最低保障額を65万円に引き上げる改正が行われた。

給与所得控除の仕組みと改正の推移

給与所得控除とは、給与所得者の所得税や住民税を計算するときに、給与収入から差し引くことができる控除額をいい、「必要経費の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」という二つの性格を有している。

給与収入に応じて控除額が増加する仕組みだが、給与収入が一定金額を超える場合は上限が設けられている。
物価の上昇とともに賃金が上昇すれば控除額も増加するが、最低保障額が適用される収入の場合(改正前162・

5万円以下/改正後190万円以下)には、一定額(改正前55万円/改正後65万円)が保障される構造となる。

給与所得者の必要経費である給与所得控除額が、収入の増加に応じて必ずしも増加していくとは考えられないこと、主要国においても定額または上限があること、ならびに実際の勤務関連支出や主要国の概算控除額に比較して過大であることから、平成25年に給与所得控除額に上限が設けられ、その後も漸次適正化のため上限額の減額を行う改正が続けられてきた。

また、平成30年度改正では「様々な形で働く人をあまねく応援し『働き方改革』を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金控除ではなく、どのような所得にも適用される基礎控除に負担調整の比重を移す必要がある」とい

う考えの下、令和2年から給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、税負担の急激な変動がないよう、基礎控除額を同額引き上げる改正が行われた。
・給与収入850万円以下: 控除額を一律10万円引上げ、給与収入に応じて右肩上がりに増加させる
・給与収入850万円超: 一律195万円という上限設定
・所得金額調整控除の導入により、子育て世帯および介護世帯に税負担の増加が生じないように手当て

課税最低額の引上げて103万円の壁を撤廃

給与所得控除は多くの場合、物価の上昇とともに賃金が増加すると控除額も増加する仕組みだが、給与所得控除の最低保障額である55万円が適用される収入の場合には、